

第 346 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 10 月 15 日（土曜日） 10：00～

報告者：若林 潤（泉株式会社）

テーマ：不正競争防止法と営業秘密の保護

報告者コメント：企業を取り巻く社会の情報化がますます進展する中で、企業情報が外部に流出したり、不正に使用されて紛争になる事例が後を絶ちません。本報告ではそうした事例において問題となる不正競争防止法上の営業秘密の範囲について、近年の裁判例を参考としながら検討しつつ、実務上の留意点を探っていくことを目的としています。

報告概要：

1. はじめに

2. 問題の所在

- ・債務不履行責任が問えない、あるいは立証が困難な場合がある。
→事業者として不正競争防止法による保護が受けられるかが重要
- ・不正競争防止法上の要件→同法 2 条 6 項の 3 要件
保護の有無については、秘密管理性が最も問題となる。

3. 秘密管理性の要件

- ・秘密管理性＝①営業秘密認識可能性、②アクセス制限を中心として、事案ごとに判断される。
- ・要求される情報管理の程度や態様は、秘密として管理される情報の性質、保有形態、企業の規模等に応じて決せられる（大阪地判平成 15・2・27 裁判ウェブサイト参照）。

4. 裁判例の検討

- (1) 東京地判平成 27・3・27 労速 2246・3 肯定事例
- (2) 東京地判平成 14・12・26 裁判所ウェブサイト 同上
- (3) 知財高判平成 27・2・19 裁判所ウェブサイト 同上
- (4) 東京地判平成 28・4・27 裁判所ウェブサイト 否定事例
- (5) 知財高判平成 26・8・6 裁判所ウェブサイト 同上
- (6) 大阪地判平成 26・3・18 裁判所ウェブサイト 同上
- (7) 東京地判平成 28・2・15 裁判所ウェブサイト 同上

5. 総括と実務の対応

- ・アクセス制限
- ・秘密表示、秘密保持契約締結等のアクセス制限以外の事情による秘密管理性の認定

以 上